

◇番号：201903

◇研究機関名	大分大学	◇不正の種別	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張
◇不正が行われた年度	平成 25～30 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 7 月 11 日
◇不正に支出された研究費の額	1,021,670 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

平成 30 年 12 月 14 日に、研究費不正に関する通報が、通報・相談窓口にあった。

**【調査に至った経緯等】**

予備調査の結果、研究費の不正使用に該当すると判断するに足る証拠が認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

**【調査体制】**

調査委員会（学内委員 7 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。

**【調査内容】**

・調査期間

平成 30 年 12 月 18 日～平成 31 年 2 月 7 日（予備調査）

平成 31 年 2 月 8 日～令和元年 6 月 10 日（本調査）

・調査対象

対象者・・・当該教員及び当該教員の出張先

対象経費・・・平成 25 年度～平成 30 年度における当該教員に係る旅費、物品費、役務費、謝金

・調査方法

書面調査（書面による事実確認等）

当該教員への事情聴取

当該教員の出張先に対して電話又は FAX にて調査

◇調査結果

**【不正の種別】**

虚偽の書類等によって法人の内部規則及び法令等に違反した公的研究費の使用

（架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求）及び実態を伴わない旅費の請求（架空請求）

**【不正の具体的な内容】**

・動機、背景

当該教員は、「競争的資金に採択されたが、校務や授業で多忙となり、当初計画どおり研究を行うことが出来なくなったことを受け、先方からの研修依頼により出張し、旅費や謝金を受け取っているながら、採択された課題の予算を消化するため、大学に旅費を請求し、受給していた。このことは自身の規範意識の薄さが原因であり、自身の責に帰するものと認識している。」旨を述べた。

調査委員会としては、新学部設置に係る校務や授業が当該教員に集中していたことは事実であり、

わざわざ研究資金に応募する事自体理解しがたいところであるが、結局のところ、当該教員の規範意識の欠如や、「学部設置の手続きや、設置のプロセスの中で、問題が起こりはしないかと考え、使い切らないといけない。」という誤った認識により研究費不正を行ってしまったと判断する。

兼業の手続きについて、当該教員は「1日間については、手続きは必要ない。」と誤った認識であった。

・手法

科学研究費助成事業(以下、科研費)及び受託事業の用務を行っていないにもかかわらず、兼業手続きを行わず、大学に科研費等の用務にて出張すると申請し、虚偽の報告書を提出することによって、大学からも旅費を得ていた。(架空請求による目的外使用)

当該教員は、先方の用務で旅費の支給を受けていながら、同一用務にて、大学からも旅費の支給を受けていた。(故意による旅費の二重請求)

自己都合により出張を取りやめたにもかかわらず、大学に出張取り消しの申請を行わず虚偽の報告書を提出することにより大学から旅費を得ていた。(架空請求)

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途(私的流用の有無)

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
運営費交付金	432,610	平成25~30年度	1人
科学研究費助成事業	546,710	平成25~30年度	1人
受託事業費	42,350	平成26年度	1人
計	1,021,670		1人(実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

(私的流用の有無)

当該教員は、調査委員会による事情聴取にて、私的流用を繰り返し否定しており、架空請求した旅費を私的に使用した明確な事実は確認できていない。このため、受給した旅費の管理に関する当該教員の供述が変遷し、曖昧であるが、「いずれは返すつもりであった。」と供述していること及び証拠不十分であることから、私的流用は無かったと判断せざるを得ない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員への事情聴取、証拠書類等の実査など、調査の結果、当該教員は、先方の用務で旅費の支給を受けていながら、同一用務にて、大分大学からも旅費の支給を受けていた(故意による旅費の二重請求)こと、また、先方の用務で旅費の支給があることを知りながら、当該用務を科研費や受託事業の用務として大分大学に虚偽の旅費を請求することにより、旅費の支給を得ていた(目的外使用)こと、また、旅行申請を行った後、自己の都合により出張を取りやめたにもかかわらず、その取消手続きを行わないことにより、旅費の支給を得ていた(架空請求)こと、これら事実を認定し、当該教員は研究費不正を行ったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・当該教員のコンプライアンス意識の問題
- ・旅費の牽制体制の問題
- ・当該教員の兼業手続きの必要性の意識及びチェック体制の問題

【再発防止策】

1. コンプライアンスの認識の向上  
(1) コンプライアンス推進体制の強化のため、コンプライアンス推進副責任者に事務職員(事務長

等)を配置(平成31年3月配置済み)し従来、研究・社会連携課において行っていた各種研修会の受講管理を行わせ、複数人で確認する体制へと体制を強化した。

- (2)コンプライアンス意識の向上のため、「研究費使用ハンドブック」を改訂(令和元年7月改訂)し全教職員に改めて配布した。また、従来実施していた各種説明会にて、今回の研究費不正事案及び今回改訂するハンドブックを踏まえた内容を盛り込む。

## 2. 旅行申請及び報告における牽制体制の強化

- (1)旅費システムにて、旅行申請時及び旅行報告時に、「先方からの旅費支給の有無」を入力必須とする。(令和元年9月予定)

### (2)先方への事実確認

内部監査とは別に、毎年12月までに、調査対象を抽出のうえ、先方へ旅費支給有無や出張事実について確認を行うことにより、牽制体制を強化する。

## 3. 兼業手続きの周知徹底等

旅行申請及び旅行報告書の様式に兼業の有無の確認事項欄を新たに設けることにより、牽制体制を強化する。また従来実施していた各種説明会にて、兼業手続きに関する説明を行う。

## ◇その他(研究機関が行った措置)

### ・関係者の処分

当該教員を「国立大学法人大分大学職員就業規則第63条第1項第1号」により、平成31年3月20日に「懲戒処分 停職10月」とした。

### ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

平成31年2月8日に当該教員に係る公的研究費の使用停止を命じた。

### ・本件の公表状況

令和元年7月31日 大分大学ホームページに公表(氏名公表あり)。